

# 都立障害者施設 運営事業者公募の概要

## 1 公募の趣旨

社会福祉法人の自主性や創意工夫を活かした、弾力的で効率的な運営により、利用者サービスの向上を図ることを目的に、施設を設置運営する事業者を公募する。なお、移譲に当たっては、審査により選定された社会福祉法人が所有地の貸付けを受けて、新たに建物を整備することとする。

## 2 公募施設の概要

名称	事業種別	所在地	定員	開設	現在の運営形態
東京都清瀬喜望園	障害者支援施設	清瀬市	入所60人 通所60人	昭和51年4月	指定管理者(福)東京 アフターケア協会 による管理・運営

※実施している事業は、施設入所支援、生活介護

## 3 応募資格 ※(1)～(3)の全ての条件を満たすこと。

- (1) 社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人であること。
- (2) 第一種社会福祉事業の運営実績があること。
- (3) 施設入所支援、生活介護の事業運営に意欲を有し、施設整備、事業の安定的運営が図ることができる能力、資力等を有すること。

## 4 運営事業者の決定

- (1) 学識経験者などの外部委員を含めた運営事業者選定委員会において、応募者から提出された計画書類における事業主体の適格性や事業計画等の妥当性などの審査を行い、決定する。
- (2) 公募の概況、審査結果等については公表する。

## 5 公募要項配布場所

福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課（都庁第一本庁舎31階中央）  
電話 03-5320-4157

## （参考）民間移譲の経緯及び効果について

### 1 民間移譲実施の経緯

都は、福祉改革の一環として、これまでの福祉サービスを直接提供する役割から、区市町村や民間の社会福祉法人等への財政支援による地域生活基盤の整備や東京都の特性にあった福祉施策づくりなど、福祉サービス全体の向上を図ることに重点を移している。こうした取組の中で、民間移譲することとした。

### 2 民間移譲により期待される効果

移譲後は、民間社会福祉法人の自主性や創意工夫を活かした、弾力的かつ効率的な施設運営により、入所者一人ひとりのニーズに合わせた、よりきめ細かく質の高いサービスの提供が期待できる。